

關係資料

東京都における部活動の現状

(平成 30 年度部活動実施状況調査より 東京都教育庁指導部指導企画課)

1 中学校・高等学校における部活動の設置状況

東京都内の区市町村立中学校及び都立高等学校では、設置数や内容は異なるものの、全ての学校で部活動を設置しています。

	中学校	高等学校		特別支援学校 (中学部・高等部)	
		全日制課程	定時制課程 通信制課程		
学校数	624 校	173 課程	58 課程	58 校	
部活動設置校数	624 校	173 課程	58 課程	53 校	
設置部活動数	8,654 部	4,725 部	719 部	300 部	
	運動系	5,413 部	2,637 部	403 部	199 部
	文化系	3,241 部	2,088 部	316 部	101 部
創設部数	122 部	15 部	14 部	11 部	
	教員の異動	14 部	1 部	0 部	0 部
	生徒数の増加	2 部	1 部	0 部	0 部
	教員の要望	40 部	0 部	1 部	0 部
	生徒の要望	19 部	12 部	12 部	4 部
	地域や保護者の要望	17 部	1 部	0 部	0 部
	その他	30 部	0 部	1 部	7 部
休部・廃部数	132 部	45 部	16 部	4 部	
	教員の異動	56 部	2 部	2 部	1 部
	生徒数の減少	62 部	40 部	14 部	1 部
	活動場所・施設の都合	2 部	1 部	0 部	0 部
	予算の不足	0 部	0 部	0 部	0 部
	その他	12 部	2 部	0 部	2 部

* 中学校には、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び都立中学校を含む。

* 高等学校の全日制課程には、中等教育学校後期課程を含む。

* 特別支援学校は、区立特別支援学校 2 校を含む。

* 複数障害教育部門のある特別支援学校の学校数及び部活動設置校数は 1 校としてカウントし、設置部活動数、創設部数及び休部・廃部数は部門及び学部ごとにそれぞれカウントしている。

2 設置されている部活動数

中学校で設置されている部活動数は、8,654 部にも上ります。また、都立高等学校の全日制課程には 4,725 部あり、1 課程当たり 27 部程度の部活動が設置されていることとなります。また、中学部又は高等部を設置する特別支援学校 58 校のうち 53 校で 300 部が設置されています。

平成 30 年度に新たに創設された部活動が中学校で 122 部、高等学校全日制で 15 部ある一方、平成 30 年度から休部又は廃部の部活動は、それぞれ 132 部、45 部となっています。休部又は廃部の理由として最も多いのは、中学校、高等学校ともに「生徒数の減少」となっています。

3 活動日及び日数状況

(上段：部数 下段：割合)

		平日							土日				
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	その他 (季節限定等)	0日	1日	2日	その他 (季節限定等)	
中学校	運動系	89部 2.0%	44部 1.0%	207部 4.7%	898部 20.5%	2,865部 65.4%	225部 5.1%	52部 1.2%	470部 11.1%	3,375部 79.8%	384部 9.1%	0部 0.0%	
	文化系	15部 0.5%	832部 27.2%	1,022部 33.5%	417部 13.6%	610部 20.0%	88部 2.9%	71部 2.3%	2,049部 78.3%	544部 20.8%	24部 0.9%	0部 0.0%	
義務教育学校	後期課程	運動系 0部 0.0%	0部 0.0%	6部 10.9%	14部 25.5%	35部 63.6%	0部 0.0%	0部 0.0%	13部 23.6%	42部 76.4%	0部 0.0%	0部 0.0%	
	文化系	0部 0.0%	14部 35.9%	9部 23.1%	2部 5.1%	10部 25.6%	0部 0.0%	4部 10.3%	30部 85.7%	5部 14.3%	0部 0.0%	0部 0.0%	
都立中学校 (附属中学校)	運動系	0部 0.0%	0部 0.0%	4部 10.8%	28部 75.7%	4部 10.8%	0部 0.0%	1部 2.7%	0部 0.0%	36部 100.0%	0部 0.0%	0部 0.0%	
	文化系	0部 0.0%	2部 6.7%	16部 53.3%	10部 33.3%	2部 6.7%	0部 0.0%	0部 0.0%	7部 35.0%	13部 65.0%	0部 0.0%	0部 0.0%	
中等教育学校	前期課程	運動系	0部 0.0%	0部 0.0%	4部 5.8%	33部 47.8%	32部 46.4%	0部 0.0%	0部 0.0%	4部 5.9%	59部 86.8%	5部 7.4%	0部 0.0%
		文化系	0部 0.0%	4部 6.7%	23部 38.3%	19部 31.7%	12部 20.0%	1部 1.7%	1部 1.7%	31部 57.4%	23部 42.6%	0部 0.0%	0部 0.0%
	後期課程	運動系	0部 0.0%	0部 0.0%	3部 4.1%	18部 24.7%	51部 69.9%	0部 0.0%	1部 1.4%	3部 4.2%	58部 81.7%	10部 14.1%	0部 0.0%
		文化系	0部 0.0%	5部 8.2%	22部 36.1%	15部 24.6%	17部 27.9%	1部 1.6%	1部 1.6%	32部 60.4%	21部 39.6%	0部 0.0%	0部 0.0%
高等学校	全日制課程	運動系	20部 0.9%	32部 1.5%	150部 7.1%	477部 22.6%	1200部 56.8%	202部 9.6%	31部 1.5%	347部 17.5%	1184部 59.6%	455部 22.9%	0部 0.0%
		文化系	24部 1.2%	390部 19.9%	532部 27.2%	444部 22.7%	280部 14.3%	197部 10.1%	91部 4.6%	1,282部 77.3%	335部 20.2%	42部 2.5%	0部 0.0%
	定時制課程 通信制課程	運動系	16部 4.5%	40部 11.3%	93部 26.3%	105部 29.7%	69部 19.5%	18部 5.1%	12部 3.4%	189部 67.0%	88部 31.2%	5部 1.8%	0部 0.0%
		文化系	10部 3.4%	96部 33.1%	84部 29.0%	47部 16.2%	17部 5.9%	20部 6.9%	16部 5.5%	204部 87.6%	27部 11.6%	2部 0.9%	0部 0.0%
特別支援学校	中学部	運動系	23部 48.9%	2部 4.3%	2部 4.3%	6部 12.8%	3部 6.4%	0部 0.0%	11部 23.4%	6部 24.0%	18部 72.0%	1部 4.0%	0部 0.0%
		文化系	0部 0.0%	1部 16.7%	1部 16.7%	1部 16.7%	0部 0.0%	0部 0.0%	3部 50.0%	5部 100.0%	0部 0.0%	0部 0.0%	0部 0.0%
	高等部	運動系	67部 38.7%	11部 6.4%	21部 12.1%	28部 16.2%	35部 20.2%	3部 1.7%	8部 4.6%	68部 54.0%	54部 42.9%	4部 3.2%	0部 0.0%
		文化系	57部 41.3%	25部 18.1%	32部 23.2%	8部 5.8%	7部 5.1%	0部 0.0%	9部 6.5%	110部 96.5%	4部 3.5%	0部 0.0%	0部 0.0%

事 務 連 絡

平成 31 年 4 月 19 日

都立学校 御中

教育庁指導部指導企画課体育健康教育担当

学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について

このことについて、別添写しのとおり、平成 31 年 4 月 15 日付事務連絡「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」により、スポーツ庁政策課学校体育室から連絡がありました。

つきましては、同事務連絡に加え、これまでに東京都教育委員会が発出した下記の通知に基づき、引き続き学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等にお取り組みいただきますようお願いいたします。

記

- ・「水泳授業等におけるスタートの取扱いについて（通知）」

（平成 28 年 11 月 24 日付 28 教指企第 1009 号）

- ・「平成 29 年度以降の都立学校における『組み体操』等への都教育委員会の対応方針について（通知）」

（平成 28 年 12 月 22 日付 28 教指企第 1140 号）

- ・「『体育的行事における安全対策ガイドライン』の送付について（通知）」

（平成 29 年 4 月 10 日付 29 教指企第 68 号）

28 教指企第 1009 号
平成 28 年 11 月 24 日

都立学校長殿

教育庁指導部
体育健康教育担当課長
佐藤 浩
(公印省略)

水泳授業等におけるスタートの取扱いについて（通知）

平成 28 年 7 月 14 日、都立高等学校の体育の水泳授業において、男子生徒が飛び込みによる「スタート」を行った際、水底に頭部を強打して頸椎を骨折し、頸髄を損傷する重大事故が発生しました。

この事故を受け、東京都教育委員会は、事故防止の徹底について通知するとともに、学識経験者や学校関係者等から水泳授業等における「スタート」に関する意見を聴取し、今後の取扱いについて検討してきました。

その検討結果等を踏まえ、今般、都立学校の水泳授業等における「スタート」の取扱いについて、東京都教育委員会としての今後の方針を下記のとおり定めました。

各学校におかれましては、この基本的考え方にに基づき、適切に対応するようお願いいたします。

記

- 1 都立学校の体育の水泳授業や水泳大会などの学校行事において、「スタート」を指導する場合は、事故防止の観点から、平成 29 年度以降は、原則として水中からの「スタート」とする。
- 2 自校のプールの構造に留意し、水深の確認及び十分な水量の確保など、学習環境の整備を確実に行う。
- 3 安全を最優先し、3 年間を見通した系統的な水泳の指導計画を保健体育科全教員で作成するとともに、授業実施に当たっては、共通理解の下、保健体育科としての組織的な指導を進める。
- 4 プールを使用した学校行事の集団演技等を行う場合は、生徒が危険な行為を行うことがないように、安全確保について全教職員の共通理解の下、指導の徹底を図る。
- 5 水泳部において飛び込みによるスタート練習が必要な場合は、必ず顧問教諭、又は部活動の指導業務を委嘱した外部指導員の指導の下で、段階的な指導を行う。

その際、初心者だけでなく一定の技能を身に付けている生徒においても事故の可能性があるので留意し、安全に入水する姿勢と水中動作等について生徒が十分に理解できるよう指導する。

都立学校長 殿

教育庁指導部体育健康教育担当課長
堀川 勝 史
(公印省略)

熱中症事故の防止について (通知)

このことについて、別添写しのとおり、令和元年 5 月 24 日付元文科教第 72 号により文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長及び文部科学省初等中等教育局教育課程課長から依頼がありました。

東京都においては、平成 19 年度に公立中学校の部活動中に熱中症による死亡事故が発生しており、今年度も既に、小学校及び中学校で運動会練習中に熱中症による救急搬送事案が発生しております。

下記事項に十分留意して事故防止の徹底を図るようお願いします。

記

- 1 熱中症は、未然に防止できることや、幼児・児童・生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導に当たること。
 - 2 幼児・児童・生徒の健康管理を適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個別に講じること。
 - 3 部活動をはじめとする教育活動全般において、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、延期又は中止等の柔軟な対応を検討すること。
 - 4 活動する場合においては、環境条件を考慮して、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど熱中症予防対策を徹底するとともに、水分・塩分の補給や休憩を励行し、適切に対策を講じること。
 - 5 平成 25 年度から 7 月を「熱中症予防強化月間」としたことについて、教職員・幼児・児童・生徒への周知を徹底し、熱中症予防の取組を推進すること。
 - 6 その他
熱中症に関することは、下記アドレスの気象庁ホームページも参考にお取り組みください。
- 気象庁ポータルサイト「熱中症から身を守るために」
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>
 - 気象庁リーフレット「熱中症に注意～高温注意情報～」
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/kouon/index.html>

事 務 連 絡

平成31年3月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御 中
附属学校を置く各国公立大学法人担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

保健体育科における武道の安全管理の徹底について

平成30年7月10日付け事務連絡「保健体育科における武道の安全管理の徹底について（依頼）」で対応をお願いしていた、平成30年度の各中学校における武道の指導体制に関する取組状況について、別添のとおり、結果をとりまとめましたので御連絡します。

今後とも、保健体育科の授業における武道の安全かつ円滑な実施に向けて、指導体制の整備をはじめとする適切な対応をお願いします。

その際には、適宜、以下の資料を参考に御活用願います。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私学担当主管課におかれては所轄の私立学校に対して、各国公立大学法人担当課におかれては附属学校に対して、この趣旨について周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

○新しい学習指導要領に基づく剣道指導に向けて（平成22年3月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1306064.htm

○柔道の授業の安全な実施に向けて（平成24年3月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm

○学校における体育活動中の事故防止について（報告書）（平成24年7月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm

○柔道指導の手引（三訂版）（平成25年3月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1334217.htm

○学校における体育活動中の事故防止のための映像資料（平成26年3月）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>

○柔道指導のための映像参考資料（平成26年3月）

都立学校長 殿

教育庁指導部長
金子 一彦
(公印省略)
教育庁人事部長
加藤 裕之
(公印省略)

運動部活動におけるテーピングやスポーツマッサージに係る服務事故
の防止について (通知)

運動部活動では、生徒と指導者が良好な関係を築き、適切に指導することが大切です。
しかしながら、男性教員が女子生徒にテーピングを施し、恐怖心や不快感を与える服務事
故が発生しました。

つきましては、部活動指導において、セクシュアル・ハラスメントを発生させることがな
いよう、改めて服務事故防止の徹底をお願いします。

記

1 指導者が生徒にテーピングやスポーツマッサージを施す際の留意事項

- (1) 顧問教諭をはじめとする指導者は、高い倫理観及び規範意識をもつとともに、自己の意
識の啓発及び滋養に努め、生徒を不快にさせる性的な言動がセクシュアル・ハラスメント
に当たることを常に念頭におき、指導に当たらなければならない。
- (2) 生徒にテーピングやマッサージを行う際は、その必要性を考慮し、適切さに十分に留意の
上、行うこと。
- (3) 生徒にテーピングやマッサージを行う際は、当該生徒に説明した上で行うこと。
- (4) 生徒にテーピングやマッサージを行う際は、当該生徒の意向を聞き取り、第三者に同席
させるなどの配慮をすること。
- (5) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、相手に対して「不快である」旨を、
はっきりと意思表示をするよう指導すること。

2 その他

- (1) 指導者は、「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン
(平成 23 年 4 月 1 日改定)」の内容を十分に踏まえて指導に当たること。
- (2) 校長等管理監督者は、教職員や生徒の言動等をきめ細かく把握し、事故につながるような
兆候を可能な限り早期に発見するよう努めること。
- (3) 校長等管理監督者は、被害者から相談・苦情を受けた場合には、校内で解決できる事案に
ついて迅速かつ適切な措置を講じるとともに、セクシュアル・ハラスメント相談窓口の担当
者を教職員、生徒、保護者に再度周知すること。

部活動検討委員会設置要項

平成 29 年 4 月 28 日
指 導 部 長 決 定

(設置)

第 1 都立高等学校及び区市町村立中学校等における教員の負担軽減と部活動の充実を目的とし、地域人材等を部活動指導員として学校に配置するとともに学校の教育体制の整備・充実を図るため、東京都教育委員会に「部活動検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会は、次に掲げる事項について具体的に検討を行うものとする。

- (1) 練習時間や休養日の設定を含む「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の内容
- (2) 「部活動指導員」導入に向けた規定の整備及び都立高等学校、区市町村への対応方針
- (3) 地域人材を活用した外部指導員の導入促進の補助の在り方

(構成)

第 3 委員会は、委員長及び委員により構成する。

- 2 委員長は、教育庁指導推進担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を招集し、主宰する。
- 4 委員は、学校教育関係者の中から委員長が委嘱する。

(分科会)

第 4 発達段階における専門的事項の検討を行うため、次の分科会を置く。

- (1) 第 1 分科会 (高等学校)
- (2) 第 2 分科会 (中学校)

(意見聴取)

第 5 委員会は、必要に応じて関係者又は関係職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(設置期間)

第 6 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 7 委員会の事務を処理するため、教育庁指導部指導企画課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、教育庁指導部体育健康教育担当課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員会の庶務は、教育庁指導部指導企画課が行う。

(その他)

第 8 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。

部活動検討委員会設置要項

平成 30 年 5 月 18 日
指 導 部 長 決 定

(設置)

第 1 都立高等学校及び区市町村立中学校等における教員の負担軽減と部活動の充実を目的とし、地域人材等を部活動指導員として学校に配置するとともに学校の教育体制の整備・充実を図るため、東京都教育委員会に「部活動検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会は、次に掲げる事項について具体的に検討を行うものとする。

- (1) 「運動部活動の在り方に関する方針」の円滑な実施
- (2) 「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定
- (3) 「部活動指導員」の配置及び活用

(構成)

第 3 委員会は、委員長及び委員により構成する。

- 2 委員長は、教育庁指導推進担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を招集し、主宰する。
- 4 委員は、学校教育関係者の中から委員長が委嘱する。

(分科会)

第 4 発達の段階に応じた専門的事項の検討を行うため、次の分科会を置く。

- (1) 第 1 分科会 (高等学校等)
- (2) 第 2 分科会 (中学校)

(意見聴取)

第 5 委員会は、必要に応じて関係者又は関係職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(設置期間)

第 6 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 7 委員会の事務を処理するため、教育庁指導部指導企画課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、教育庁指導部体育健康教育担当課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員会の庶務は、教育庁指導部指導企画課が行う。

(その他)

第 8 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。

部活動検討委員会設置要項

平成 30 年 5 月 18 日
指 導 部 長 決 定

(設置)

第 1 都立高等学校及び区市町村立中学校等における教員の負担軽減と部活動の充実を目的とし、地域人材等を部活動指導員として学校に配置するとともに学校の教育体制の整備・充実を図るため、東京都教育委員会に「部活動検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会は、次に掲げる事項について具体的に検討を行うものとする。

- (1) 「運動部活動の在り方に関する方針」の円滑な実施
- (2) 「文化部活動の在り方に関する方針」の円滑な実施
- (3) 「部活動に関する総合的なガイドライン(仮)」の策定
- (4) 「部活動指導員」の配置及び活用

(構成)

第 3 委員会は、委員長及び委員により構成する。

- 2 委員長は、教育庁指導推進担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を招集し、主宰する。
- 4 委員は、学校教育関係者の中から委員長が委嘱する。

(分科会)

第 4 発達の段階に応じた専門的事項の検討を行うため、次の分科会を置く。

- (1) 第 1 分科会(高等学校等)
- (2) 第 2 分科会(中学校)

(意見聴取)

第 5 委員会は、必要に応じて関係者又は関係職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(設置期間)

第 6 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 7 委員会の事務を処理するため、教育庁指導部指導企画課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、教育庁指導部体育健康教育担当課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員会の庶務は、教育庁指導部指導企画課が行う。

(その他)

第 8 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。

改正 令和元年 5 月 13 日

平成 29 年度部活動検討委員会名簿

	職（平成 29 年度当時）	氏 名
1	東京都教育庁指導推進担当部長（委員長）	宇田 剛

【高等学校部会（第 1 分科会）】

2	東京都高等学校体育連盟会長 （都立文京高等学校 校長）	久保 淳
3	東京都高等学校文化連盟会長 （都立板橋有徳高等学校 校長）	竹村 恭一
4	東京都公立高等学校長協会会長 （都立墨田川高等学校 統括校長）	上村 肇

【中学校部会（第 2 分科会）】

5	東京都中学校体育連盟会長 （大田区立雪谷中学校 校長）	新宮領 毅
6	東京都中学校文化連盟会長 （大田区立蓮沼中学校 校長）	大原 章博
7	東京都中学校長会副会長（中体連担当） （多摩市立多摩中学校 校長）	前島 正明
8	東京都中学校長会副会長（中文連担当） （府中市立府中第九中学校 校長）	高岡 麻美
9	特別区教育委員会指導室課長会代表 （千代田区教育委員会指導課長）	杉浦 伸一
10	東京都市管理指導室課長会代表 （国分寺市教育委員会学校指導課長）	松浦 素明

【事務局】

11	東京都教育庁指導部体育健康教育担当課長	佐藤 浩
12	東京都教育庁指導部高等学校文化振興担当課長	福嶋 一佳
13	東京都教育庁総務部企画担当課長	新田 智哉
14	東京都教育庁人事部勤労課長	秋田 一樹
15	東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課長	大木 琢
16	東京都教育庁指導部主任指導主事	伊東 直晃
17	東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事	小野 隆一
18	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	佐々木心哉

平成 30 年度部活動検討委員会名簿

	職（平成 30 年度当時）	氏 名
1	東京都教育庁指導部長（委員長）	宇田 剛
2	東京都教育庁指導推進担当部長（副委員長）	藤井 大輔

【高等学校等部会（第 1 分科会）】

3	東京都高等学校体育連盟会長 （都立文京高等学校 校長）	久保 淳
4	東京都高等学校文化連盟会長 （都立新宿高等学校 統括校長）	加藤 隆
5	東京都公立高等学校長協会会長 （都立立川高等学校 統括校長）	吉田 順一
6	東京都特別支援学校・特別支援学級設置学校体育連盟会長 （都立練馬特別支援学校 校長）	三浦 昭広
7	東京都立特別支援学校長会副会長 （都立永福学園 統括校長）	伏見 明

【中学校部会（第 2 分科会）】

8	東京都中学校体育連盟会長 （大田区立田園調布中学校 校長）	新宮領 毅
9	東京都中学校文化連盟会長 （大田区立蓮沼中学校 校長）	大原 章博
10	東京都中学校長会副会長（中体連担当） （新宿区立新宿中学校 校長）	片倉 元次
11	東京都中学校長会副会長（中文連担当） （府中市立府中第三中学校 校長）	高岡 麻美
12	特別区教育委員会指導室課長会代表 （杉並区教育委員会教育企画担当部長）	白石 高士
13	東京都市管理指導室課長会代表 （国分寺市教育委員会学校指導課長）	松浦 素明

【事務局】

14	東京都教育庁指導部体育健康教育担当課長	堀川 勝史
15	東京都教育庁指導部高等学校文化振興担当課長	勝嶋 憲子
16	東京都教育庁人事部勤労課長	秋田 一樹
17	東京都教育庁指導部主任指導主事	伊東 直晃
18	東京都教育庁指導部主任指導主事	赤津 一也
19	東京都教育庁指導部主任指導主事	原島 広樹
20	東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事	久保田 哲司
21	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	中村 美咲
22	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	唐澤 好彦

平成 31 年度 部活動検討委員会名簿

	職	氏 名
1	東京都教育庁指導推進担当部長（委員長）	瀧沢 佳宏

【高等学校等部会（第1分科会）】

2	東京都高等学校体育連盟会長 （都立昭和高等学校 統括校長）	奥秋 將史
3	東京都高等学校文化連盟会長 （都立新宿高等学校 統括校長）	加藤 隆
4	東京都公立高等学校長協会会長 （都立杉並高等学校 校長）	金澤 利明
5	東京都特別支援学校・特別支援学級設置学校体育連盟会長 （都立練馬特別支援学校 校長）	小関 直樹
6	東京都立特別支援学校長会副会長 （都立水元小合学園 統括校長）	篠崎 友誉

【中学校部会（第2分科会）】

7	東京都中学校体育連盟会長 （豊島区立巣鴨北中学校 校長）	平本 浩実
8	東京都中学校文化連盟会長 （大田区立蓮沼中学校 校長）	大原 章博
9	東京都中学校長会副会長（中体連担当） （新宿区立新宿中学校 校長）	片倉 元次
10	東京都中学校長会副会長（中文連担当） （江戸川区立二之江中学校 校長）	茅原 直樹
11	特別区教育委員会指導室課長会代表 （豊島区教育委員会指導課長）	佐藤 明子
12	東京都市管理指導室課長会代表 （小金井市教育委員会指導室長）	浜田 真二

【事務局】

13	東京都教育庁指導部体育健康教育担当課長	堀川 勝史
14	東京都教育庁指導部高等学校文化振興担当課長	勝嶋 憲子
15	東京都教育庁指導部高等学校文化振興担当課長	秋元 一猛
16	東京都教育庁人事部勤労課長	前田 泰伯
17	東京都教育庁指導部主任指導主事	田村 砂弥香
18	東京都教育庁指導部主任指導主事	宮嶋 淳一
19	東京都教育庁指導部主任指導主事	赤津 一也
20	東京都教育庁指導部主任指導主事	原島 広樹
21	東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事	堀口 俊英
22	東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事	中村 美咲
23	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	楠本 祐也
24	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	田中 純子
25	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	濱島 浩二
26	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	澁谷 創平